



Title	『礼記』経解篇の時期とその思想史的位置
Author(s)	井上, 了
Citation	種智院大学研究紀要. 2004, 5, p. 51-58
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/90938
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

〈研究ノート〉

『礼記』経解篇の時期とその思想史的位置

井 上 了

一 最近の出土資料をめぐる状況

孔子は『詩』『書』を重視したが、戦国中期の『孟子』はさらに『春秋』をも經典として重視しており、戦国末期の『荀子』に至って始めて『詩』『書』『礼』『楽』『春秋』のいわゆる五經に言及する。これに『易』を加えた「六經」は『莊子』天運篇に初見するが、『易』が儒家の經典として採用されたのは荀子より以降、すなわち戦国最末期から秦漢期であるというのが従来の常識であり、また『春秋』が儒家の經典として採用されたのは孟子の頃だとするものも常識であった。⁽¹⁾

ところが一九九三年、湖北省の郭店一号楚墓より大量の竹簡が出土し（「郭店楚簡」）、このうち『六德』と仮称される新発見の文献には『詩』『書』『礼』『楽』『春秋』『易』のいわゆる「六經」に関わる記述が見られた。また同じく『語叢一』にも、六經の各々について「『春秋』、所以会古今之事也。」「『易』、所以会天道人道也。」などと説明する記述が存在したのである。郭店一号楚墓の造営年代については戦国中期およそ紀元前三百年頃とするのが考古学的な定説であり、これを認めるのであれば、⁽²⁾『易』『春秋』などは荀子よりはるか以前から儒家の經典として採用されていたことになる。すなわち、上述の常識は崩壊せざるをえない。⁽³⁾

二 問題の所在

五經ないし六經に言及する伝世文献としては、上掲の『荀子』『莊子』の他、『礼記』経解篇が挙げられる。経解篇は、『詩』『書』『楽』

『礼記』経解篇の時期とその思想史的位置

『易』『礼』『春秋』を列挙しつつ、特に『礼』を重視する。六経概念の成立を考える上で重要な資料であろう。しかし従来、経解篇の成立時期については必ずしも十分に検討されてはいなかった。それどころか、経解篇の研究そのものがほとんど為されていないのが現状である。

経解篇の冒頭には「孔子曰」とあり、孔疏は「経解一篇、惣是孔子之言、記者録之。」とする。しかし、孔子が自らの編纂物である（とされる）『春秋』について「属辞比事、春秋之教也。」「春秋之失、乱。」と評することは考えられず、また孔子が『孝経』を引いて「孔子曰、安上治民莫善於礼。」と述べたり、『易』を引いて「易曰、君子慎始、差若豪釐、繆以千里。此之謂也。」と述べるという事態は想定し難い。『十一経問対』は「経解、疑治易之家者作。」とするが、具体的な考証は示されていない。経解篇末尾の総括（『易』からの引用）は、後次的に付加された可能性も指摘され得るのである。⁽⁷⁾

武内義雄は「小戴礼は大戴礼中に存せし荀子・賈子の文を合採して経解一篇を作りしものなるべし。」とするが、浅野裕一は、郭店楚簡『緇衣』の発見などによって『礼記』諸篇を「概ね戦国期の著作と考えられる」と類推し、「経解篇の成立も戦国期と考えるべきであろう。」とした。⁽⁹⁾

しかし『礼記』は後漢後期に編纂された叢書と考えられ、その一部（緇衣篇）が戦国期のものであることは、同じ叢書に収められた他の文献（経解篇）の成立年代を示唆しない。⁽¹¹⁾ 経解篇の成立は果たして、郭店一号楚墓の造営（戦国中期）以前にまで遡れるものであろうか。

三 経解篇の構成

現行本『礼記』の経解篇は、その内容から大きく五つの部分に分けることができる。

- (a) 冒頭「孔子曰」より「深於春秋者也」までの一六七字。六経それぞれの特徴について述べる。
- (b) 「天子者」より「正是四国此之謂也」までの一〇六字。「天子」の至高性を述べ、『詩』を引用して総括する。
- (c) 「発号出令」より「則不成」までの六一字。「和」「仁」「信」「義」が「霸王の器」であることを述べる。
- (d) 「礼之於正国也」より「莫善於礼此之謂也」までの一四七字。「礼」の客観性と効用について述べ、『孝経』を引用して総括する。

(e)「故朝覲之礼」より末尾「繆以千里此之謂也」までの二四四字。「朝覲」「聘問」「喪服」「鄉飲酒」「昏姻」の各礼が明らかとする対象を述べ、『易』を引用して総括する。

上記各部分相互の連関性は薄く、また経書を引用した総括が個別に施されていることから、これらは当初独立して作成され、ある時点で経解篇としてまとめられたと考えられる。

以下、これらについて個別に検討する。

三 a 経解篇の経書観

経解篇のうち「経解」の名にふさわしい部分は (a) のみである。ここに示された経書観の特徴としては、まず「詩之失、愚。」「書之失、誣。」などとして六経各々の欠点を列挙することが指摘される。これは儒家系文献として破格の記述といえよう。『孟子』尽心下に「孟子曰、尽信『書』、則不如無『書』。吾於武成、取二三策而已矣。」とあるが、これは『書』の効用そのものを否定する主張ではない。また文献重視の立場を儒家の外部から批判したものとしては、たとえば『莊子』天道篇が「聖人之言」を「古人之糟魄已夫。」とし、また天運篇が「六経」を「先王之陳迹也。」としていることなどが挙げられるが、これは個々の経典へ具体的に批判を加えたものではない。

儒家の外部から個別の経典へ加えられた具体的な批判としてはおそらく、『慎子』の「『詩』、往志也。『書』、往誥也。『春秋』、往事也。」(『意林』所引) が嚆矢であろう。これは天運篇と同様、『詩』『書』『春秋』を過去のものにすぎないとして否定する主張だと考えられる。『慎子』も戦国中期から前漢にかけて蓄積された文献であり、この記述がただちに戦国中期のものであるとは言えない。⁽¹²⁾しかし、『荀子』勸学篇が「学莫便乎近其人。『礼』『乐』法而不说。『诗』『书』故而不切。『春秋』约而不速。方其人之習君子之说、则尊以遍矣、周於世矣。故曰、学莫便乎近其人。」として経書の即効性を否定しているのは、『慎子』のそれに類する批判を乗り越えるため、經典の限界を越えた柔軟な「其人」を導入したものであろう。⁽¹³⁾であるならば、前掲の『慎子』言は『荀子』以前のものである可能性が高い。

ところで『荀子』勸学篇は、「其人」の有効性を強調する一方で、經典の欠陥とその限界を認めてしまう。これに対して『礼記』経解篇

『礼記』経解篇の時期とその思想的地位

『礼記』経解篇の時期とその思想史的位置

は、『詩』之失、愚。」「春秋』之失、乱。」などとして經典の短所を認めるが、責を学習の深淺に帰して「溫柔敦厚而不愚、則深於『詩』者也。」「疎通知遠而不誣者、深於『書』者也。」などと述べるのである。つまり経解篇によると、「愚」「誣」などは經書に固有の欠陥ではなく、単に學習者が經書を「深く理解しないため生じる弊害にすぎない。ここにおいて經典は無繆性を恢復するのだが、経解篇がまず經書の欠点を承認し、その上でこれを超克してみせんとするのは、経解篇の作者が『荀子』後学あるいはそれに近い立場にいたからだと考えるのが自然であろう。

三 b・c 「天子」と「霸王」

孔疏は (b) と (c) とを一連のものと看做すが、上述の通り、これらは別個に成立した部分と考えられる。(b) にて述べられている「天子」は、天地と同格で四海を照らすとされる、理念的な存在である。これに対して (c) にて述べられる「霸王の器」は、現実的な施策に関連する。

「霸王」は『礼記』中ではきわめて特異な用語であり、経解篇に「義与信、和与仁、霸王之器也。有治民之意而無其器、則不成。」とある一例を除いて、『礼記』中に「霸王」の用例は絶無である。儒家にとって本来「王」と「霸」とは相容れない概念であり、⁽¹⁴⁾「王霸」の連用は『荀子』に始まる。「霸王」の古い用例は、『孫子』九地篇・『墨子』辞過篇・『孟子』公孫丑上などに若干が認められる程度であり、『韓非子』『呂氏春秋』のごとき戦国末期以降の文献に至ってはじめて「霸王」は多用される。特に、『左伝』における「霸王」の唯一の用例(閔公元年)が、「親有礼、因重固、問攜貳、覆昏乱、霸王之器也。」という、『礼記』経解篇と同様の表現中に見られることは注目されよう。経解篇や『左伝』の当該部分は、戦国末期以降に成立した可能性が高いと考えられる。

三 d 礼の客観性

冒頭 (a) で六経すべてを列挙しながら (d) 以降では「礼」のみを説く経解篇は、礼の偏重という面において『荀子』に近いと考えられ

る。

さて経解篇には、「礼之於正国也、猶衡之於輕重也、繩墨之於曲直也、規矩之於方円也。故、衡誠懸、不可欺以輕重。繩墨誠陳、不可欺以曲直。規矩誠設、不可欺以方円。君子審礼、不可誣以姦計。」という特徴的な表現が見える。本来これは法家的な比喻表現であったと考えられ、たとえば『慎子』は法の客観性を強調して「有權衡者、不可欺以輕重。有尺寸者、不可差以長短。有法度者、不可巧以詐欺。」と述べる（『意林』所引）。『荀子』における「礼」の性質がこれの影響を受けていることは菅本大⁽¹⁵⁾が指摘しており、経解篇に見えるこの表現は、『慎子』から『荀子』という流れの中に位置づけられるべきであろう。またこれに続けて経解篇は、やはり『荀子』に特徴的な「隆礼」という文言⁽¹⁶⁾を用いて「是故、隆礼由礼、謂之有方之士。不隆礼、不由礼、謂之無方之民。」と述べ、また「故礼之教也、……是以先王隆之也。」とするのである。

経解篇と『荀子』との前後関係はなお慎重に考えねばならないが、仮に『荀子』がはじめて儒家の「礼」に対してこのような表現を導入した者だとすれば、当然ながら経解篇は『荀子』よりも遅れるものとなる。

三 e 『大戴礼記』礼察篇との対応

(e)のうち「夫礼禁乱之所由生」から「此之謂也」までは、『大戴礼記』礼察篇の冒頭部「夫礼之塞乱之所従生也」から「取舍之謂也」までにおおむね対応する。とくに「夫礼禁乱之所由生」から「而倍畔侵陵之敗起矣」までは『大戴礼記』と緊密な対応を示しており、両者間に何らかの継承関係を想定せざるを得ない。ただし経解篇は、礼察篇が「聘射之礼廢、則諸侯之行患、而盈、溢之敗起矣。」と作る箇所を「聘觀之礼廢、則君臣之位失、諸侯之行患、而倍畔、侵陵之敗起矣。」と改めており、おそらく前漢惠帝（劉盈）に対する避諱が強化⁽¹⁷⁾されて以降に編纂されたものであろう。また礼察篇が単に「諸侯之行患」とする箇所について、経解篇は直前に「君臣之位失」五字を補っている。このことは、礼察篇が文帝期の事情（同姓諸侯の強大化）を反映するのに対して、経解篇はもはや諸侯王の叛乱という想定が現実味を帯びなくなった情勢下で作成されたということを示唆する。

さらに、礼察篇のうち(e)末尾に対応する部分（「為人臣計者、取舍之謂也」）が「秦王……持天下十余年即大敗之。」といった具体的な

『礼記』経解篇の時期とその思想史的位置

『礼記』経解篇の時期とその思想史的位置

事例を踏まえて立論しているのに対して、経解篇は「孔子」「秦王」などの固有名詞を欠き、またその表現も大幅に整理されている。このことなどから、まず『大戴礼記』礼察篇（あるいはその藍本）が先行し、これを整理する形で『礼記』経解篇の該当部分が作成されたと考えられるのである。先行する議論から固有名詞を削除することによって一般論を作成するという手法は『淮南子』から今本『文子』が作成された過程と同様であり、このような手法が前漢初期にはひろく行われていたと考えられよう。

なお、経解篇（e）冒頭の「故朝覲之別也」は、経解篇が最終的にまとめられた時点で付加されたものか、あるいは既に失われた『大戴礼記』文に拠るものであろうと思われる。

小 結

いくつかの方向から検討してみた結果、『礼記』経解篇の各部分と『荀子』諸篇とは密接な関係を有するとの結論に至った。もちろんこのことは、経解篇が『荀子』の影響下で成立したということをただちに意味するものではない。しかし、詩書よりも礼を偏重して、これを客観的な基準として運用し、また覇と王とを価値的に連続させるがごとき荀子の立場が、もしも先行する儒家に対してユニークなものであったならば、このような特徴を荀子と共有する経解篇は、荀子以降に出たものと考えるのが自然である。『大戴礼記』や『礼記』の中には、『荀子』との密接な関係を示す篇が多い。⁽²¹⁾『礼記』経解篇も、荀子の影響下で編纂された礼に関する文献群の一だと考えるのが妥当であろう。

また『大戴礼記』礼察篇などとの関係から、経解篇の完成は前漢文帝期を遡るとは考えられず、おそらくは景帝期より以降であろうと思われる。すくなくとも、戦国中期以前に経解篇の成立時期を求めるべき理由は、筆者には認められない。

注

含めた詳細は公開されていない。

- (1) 武内義雄『支那思想史』（岩波書店、昭和十一年）など。
- (2) なお、郭店楚簡と密接な関連を有する上海博物館新収楚簡（「上博簡」）については、放射性元素を用いた測定の結果として前三〇八年±六五年という結果のみが示されているが、暦年代較正の有無などを
- (3) これに対して、池田知久「郭店楚簡『窮達以時』の研究」（『郭店楚簡の思想史的研究』三）や王葆玟「郭店竹簡時代新証」（『中国出土資料研究』七、二〇〇三）などは、考古学的な検証よりも「思想的な考察」を優先し、郭店一号墓の造営年代を戦国末期以降に引き下げよ

うとする。この方向の研究については、考古学的な知見を単純に無視したり相対化するのではなく、考古類型学的手法と思想史的考察との整合性が追求されることを期待したい。

(4) 「石梁王氏曰、……此決非孔子之言。」(『礼記集説』)

(5) 同文が『孝経』広要道章に見えるが、経解篇はこれの出拠を『孝経』だとは言わない。

なお近年、『孝経』の成立を春秋末期にまで遡らせんとする説が提出されている。筆者は『孝経』の成立を戦国末から漢代とみる者だが、もし『孝経』に見えるような形のいわゆる「忠孝移行理論」が春秋末期に提示されていたとするならば、戦国期の儒者らが『孝経』を完全に無視し、孝と非血縁的倫理との対立に苦しみ続けた理由が説明されねばならないであろう。

(6) この文は現行本『易』には見えないが、『史記』太史公自序や『大戴礼記』保傳篇も類文を『易』として引いており、『史記集解』はこれを「易緯」とする。おそらく前漢期に流布していた易伝の類が後に緯書へ採用されたものであろう。秦から漢初にかけて現行本十翼とは異なる易伝が流布していたことは、馬王堆帛書易伝や王家台秦墓竹簡『帰蔵』などにより明らかである。

(7) たとえば、『礼記』緇衣篇末尾に見える『詩』『兌命』『易』からの引用のうち、郭店楚簡本や上博簡本に見えるのは『詩』からの引用のみである。緇衣篇に見える『兌命』『易』からの引用は、郭店本の成立より以降に付加されたものと考えるべきであろう。

(8) 武内「儒学史資料として見たる両戴記」(『全集』三)。

(9) 浅野「春秋」の成立時期―平勢説の再検討―(『中国研究集刊』歳号、二〇〇一年)・「郭店楚簡と古代中国思想史の再検討」(『中国出土資料研究』六、二〇〇二年)など。

(10) 『隋書』経籍志は、『大戴礼記』『礼記』をそれぞれ前漢中期の戴徳

『礼記』経解篇の時期とその思想史的位置

および戴聖に出るとする。しかし『隋書』説は致命的な年代矛盾を含んでおり、根本的に成り立たない(毛奇齡「経問」)。筆者は現行本『礼記』の内容・範囲は『白虎通』以降の後漢後期に、その配列は六朝以降に確定したと考えている(未刊稿)。

また浅野は小戴礼記の四十六篇と戴徳の八十五篇を合算し、『漢書』芸文志の「記」百三十一篇と「記」の数が合う。とする(「郭店楚簡『緇衣』の思想史的意義」、『集刊東洋学』八六、二〇〇一年)。しかし同様の説は『廿二史考異』が既に唱えており、しかも投壺などが『礼記』『大戴礼記』に共通していることから夙に否定されている(なお、『礼記』成立にかかわる清代の議論については、石黒俊逸「礼記成立に関する一考察」(『斯文』二二―一、昭和十四年)が要領よくまとめている)。

近年、清朝考証学者や民国・日本の研究者らが蓄積してきた先行研究を無視して、たとえば『逸周書』を汲冢書とする隋志説を無批判に用い、また『史記短長説』を漢代の資料として用いるがごとき議論が行われている。このような議論は基本的な「史料批判」を怠ったものと言わざるを得ない(『逸周書』が「邦」字を避けていることを指摘しておきたい)。またたとえば釈文未公開の上博簡『曾子立孝』を現行本『大戴礼記』曾子立孝篇と同一とみなす議論も行われているが、慎重を欠くものではなからうか。

(11) たとえば、『四部叢刊』に収められている『孟子』が戦国期の著作であることは、同じ『四部叢刊』中の『世説新語』が戦国期の成立だということを示唆し得ない。

盧植によると『礼記』王制篇は前漢文帝が編纂させたものとされ、また鄭玄によると月令篇は『呂氏春秋』に出るものとされる。さらに、『大戴礼記』勸学篇は『荀子』勸学篇から、同じく保傳篇は『新書』保傳篇から取ったものと考えられ、これらすべてを戦国中期以前

『礼記』経解篇の時期とその思想史的位置

のものとする説は成り立ちがたい。

- (12) 現在のところ、上博簡に『慎子』が含まれているという正式な発表はなされていない。なお、前引の『慎子』言が『詩』『書』『春秋』の三者のみにしか言及しないことは、『孟子』との関係から注目されよう。

- (13) 『大戴礼記』勸学篇には、該当する文言は見えない。経書の尊嚴を犯すものとして採用されなかったものか。

- (14) 『孟子』告子下の「五霸者三王之罪人也。」や梁惠王上の「仲尼之徒無道桓文之事者。」など。

- (15) 菅本「荀子における法家思想の受容——「礼」の構造に即して——」『日本中国学会報』四三、平成三年。荀子後学の編纂に出るとされる『荀子』大略篇に「礼之於正国家也、如權衡之於輕重也、如繩墨之於曲直也。故人無礼不生、事無礼不成、国家無礼不寧。」とあり、これは先に引いた経解篇の文に酷似する。

- (16) たとえば『荀子』勸学篇に「学之経莫速乎好其人、隆礼次之。」「隆礼、雖未明、法士也。不隆礼、雖察辯、散儒也。」とあり、天論篇・大略篇・強国篇に「隆礼尊賢而王。重法愛民而霸。好利多詐而危。」とあるなど。

- (17) 『大戴礼記』礼察篇の該当部分は『漢書』に載せる賈誼の上疏（文帝六年以降）にはほぼ一致しており、これを踏まえて編まれたものと考えられる。ところで賈誼上疏も礼察篇と同様に「盈」字を避けておらず、文帝期には上疏においてさえ恵帝に対する避諱が厳密には行われていなかったと考えられる。なお、『史記』が恵帝に対して本紀を立てていないことは周知に属する。

秦漢期に避諱が厳密でなかったことは『史記』などにも指摘しており、文帝期に下葬された馬王堆帛書『老子』乙本について、「盈」字の使用のみから恵帝期以前の抄写と断定するのは危険であろう。

- (18) 向井哲夫「今文『文子』の真と偽」（『東方宗教』七三、平成元年）参照。

- (19) 六朝期に存在したという『大戴礼記』八十五篇や『礼記』四十九篇（両者とも『漢書』芸文志に不載）が前漢期にまで遡れるものか否かという問題とは別に、六朝以前の『大戴礼記』と宋代以降の『大戴礼記』との継承関係についても検討が為されねばならない。

なお、現行本『大戴礼記』のうちたとえば千乘篇には、明らかに墨家的な主張と、『周礼』のそれと同様の官制を前提とした主張とが混在している。『大戴礼記』には他にも盛徳篇や朝事篇に『周礼』との連関が認められ、これらの部分は『周礼』が流布してよりも以降、すなわち前漢末期以降に編纂された可能性がある（仮に『周礼』の出現が武帝期以前であったとしても、前漢末まで秘府に死蔵されていたのであれば、やはり前漢期の文献が『周礼』からの影響を受けたとは考えがたい）。

少なくとも、現行本『大戴礼記』すべてを前漢戴徳の編纂に出るものと見ることはできないのである。

- (20) 津田左右吉「礼記および大戴礼の編纂時代について」（『史学雑誌』四二—二、昭和六年）は、『左伝』昭公二年「韓宣子来聘、……觀書於大史氏、見『書』『象』『春秋』。曰、周礼尽在魯矣。」および文公二年「孝、礼之始也。」に注目するが、津田は『左伝』を前漢末のものとするため、「易も春秋も暦法も礼として説かれ、孝すらも礼の始めといわれるようになった」のは「前漢末の思潮」だとする。

- (21) 『大戴礼記』哀公問五義篇・勸学篇や『礼記』哀公問篇など。